

監 査 報 告 書

学校法人 堀東学園

理事長 高谷 啓介 殿

令和5年5月27日

学校法人 堀東学園

監事 竹谷 二郎

監事 速水 節子

私たちちは、学校法人堺東学園の監事として私立学校法

第37条第3項及び寄付行為第16条に基づいて、

当学園の令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）における

会計報告書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに関係書類）及び

理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、

学校法人堺東学園の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する

会計年度の運営状況を適正に表示しているものと認めました。

また理事の業務執行状況に関する不正の行為または、法令もしくは寄付行為に違反する事実のないことを確認致しました。

以上